

四半期会計基準専門委員会での検討状況（第22回）

1. 本日の検討事項

- (1) 四半会計基準案
- (2) 四半期会計基準適用指針案
- (3) 四半期会計基準案等の概要
(参考) 四半期財務諸表のイメージ

2. 検討のポイント

- ・ 四半期財務諸表の目的
「有用な情報」という表現が争点となっている。
四半期会計基準については、準拠性のみ規定するか、または、現行の文章を修正する形とするか。
- ・ 第2四半期以降に自発的に会計方針を変更した場合の注記
遡及的な影響額の開示が争点となっている。
過年度遡及修正の検討の中で整理するまでは遡及的な影響額の記載は求めないこととするか、または、実務上困難な場合を除いて開示を求めることとするか。
- ・ 年度における四半期別要約財務情報の記載
公開草案段階では、監査対象外という前提で、年度の財務諸表の注記情報とすることとよいか。
- ・ 四半期損益計算書における四半期会計期間(3か月情報)の取り扱い
今までの検討結果を踏まえ、会計基準案の中で、一定の準備期間を設けることが望ましいことを明記するか。
- ・ 簡便的の会計処理
一般債権、貸倒懸念債権の取扱いについて、四半期段階での簡便的な取扱いを設ける必要があるか。
銀行や保険業のように自己資本比率規制などを求められる会社の第2四半期の四半期個別財務諸表では、年度と同様の取扱いを行うことが期待されることを明記するか。

以 上